

屋外広告物の設置には 許可が必要です!!

屋外広告物とは？

次の全てを満たす広告物のことです。

- ① 常時または一定期間、継続して表示される。
- ② 屋外で表示される。
- ③ 公衆（一般の通行人など）に表示される。
- ④ア 看板、立看板、はり紙、はり札など
イ 広告塔、広告板、建物などに表示する広告物

屋外広告物の場合は 

許可を受けてください！！

下関市屋外広告物条例の規定により、屋外広告物を設置する場合は、原則として、**許可が必要**です。**設置前に許可申請**をして、許可を受けてください。

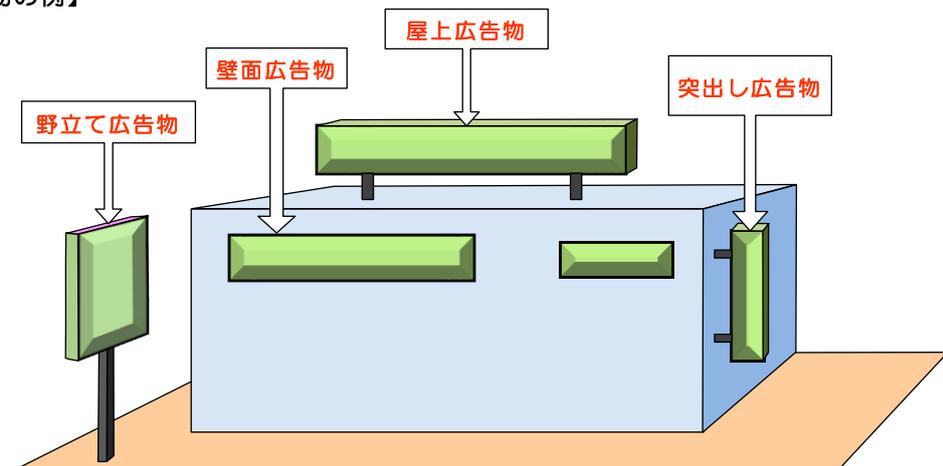
①表示内容を変更する場合、②許可期間経過後も引き続き設置する場合も**許可が必要**となります。

許可に当たっては、**申請手数料も必要**です。

※詳しくは、「**下関市屋外広告物条例のしおり**」をご参照ください。

→市ホームページ「**下関市屋外広告物条例について**」からダウンロードできます。

【屋外広告物の例】



屋外広告物を設置してはいけない物件、屋外広告物の設置を禁止された地域があります。

【禁止物件】・・・この物件に設置してはいけません。

橋、トンネル、街路樹、信号機、道路標識、ガードレール、消火栓、銅像・神仏像、郵便ポスト、電話ボックス など

【禁止地域】・・・この場所に設置してはいけません。

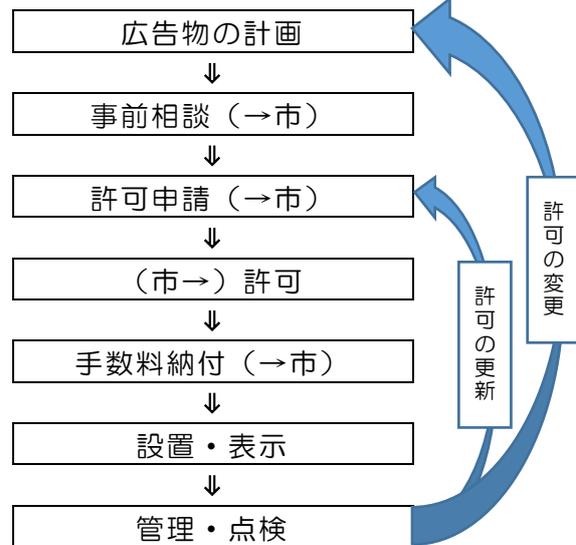
- ・第1種特別制限地域（北長門海岸国定公園の一部、豊田県立自然公園の一部）
- ・第2種特別制限地域（低層住居専用地域、風致地区の一部、文化財指定建造物の周囲、都市公園、主要道路・鉄道及びその周辺、駅前広場 など）

10㎡以下※の屋外広告物（自家用広告物）の場合は、許可がいらぬ場合があります。

くわしくは、お問い合わせください。

※第1種・第2種特別制限地域の場合は5㎡以下

屋外広告物許可手続の主な流れ



下関市屋外広告物条例を遵守してください。

下関市屋外広告物条例に違反して屋外広告物を設置した場合は、30万円以下の罰金を受けることがあります。条例を遵守してください。

お問い合わせ先

下関市 都市整備部 都市計画課 景観係

TEL 083-231-1225

メール keikan@city.shimonoseki.yamaguchi.jp

参考ホームページ

(下関市ホームページ → 分類でさがす → 市政 → 市政運営・行政 → 景観 →)

(1) 「下関市屋外広告物条例について」

<https://www.city.shimonoseki.lg.jp/soshiki/73/2652.html>

(2) 「屋外広告物に関する許可申請手続き等について」

<https://www.city.shimonoseki.lg.jp/soshiki/73/2653.html>

(3) 「下関市屋外広告物許可基準における色彩の取扱いについて」

<https://www.city.shimonoseki.lg.jp/soshiki/73/2692.html>

(4) 「下関市屋外広告物条例及び施行規則に関する様式」

<https://www.city.shimonoseki.lg.jp/soshiki/73/2623.html>

